

平成31年度東京都若年被害女性等支援モデル事業実施要綱

平成31年3月29日付30福保子育第3268号

1 目的

この事業は、様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施することにより、若年女性の自立の推進に資することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は東京都とする。ただし、都は、事業の一部（4（2）を除く。）を民間団体に委託して行うことができるものとする。

なお、都から委託を受ける民間団体は、年間を通じて若年女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制下にある団体等を除く。）とする。

3 対象者

本事業の対象者は、性暴力や虐待等の被害に遭った又は被害に遭うおそれのある主に10代から20代の女性であって、都が本事業の対象とすることを適当と認めた者（以下「若年被害女性等」という。）とする。

4 事業内容及び実施方法

本事業においては、都は、以下の（1）から（4）の事業を行う。

なお、各事業実施の過程において、18歳未満の対象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、区市町村、都が設置する福祉事務所又は児童相談所等に速やかに通告するものとする。

（1）アウトリーチ支援

本事業では、困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の以下の支援を実施する。

① 夜間見回り等

困難を抱えた若年被害女性等の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街などを巡回し、夜間徘徊など家に帰れずにいる若年被害女性等に対して、声掛けや相談支援を原則として週1回程度実施する。また、出張相談など若年被害女性等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。

② 相談及び面談

若年被害女性等からの様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等によ

る相談や必要に応じて面談を実施する。

また、アウトリーチ支援において声掛けを行った若年被害女性等や居場所を利用して若年被害女性等からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。

なお、夜間見回り先や面談等の際に、緊急的に福祉サービスが必要となった場合は、国要綱4(1)②に基づき、原則として、夜間見回り先や面談実施場所等の区市町村が実施機関として福祉サービスの調整を担うよう当該区市町村との調整を行う。ただし、福祉サービスの内容等により、多摩地域の町村においては西多摩福祉事務所が、また、島部の町村においては管轄する支庁が、実施機関となるよう調整する場合がある。

(2) 関係機関連携会議の設置

都は、行政機関、民間団体、医療機関等で構成する関係機関連携会議を設置する。

会議は原則として月1回程度開催し、若年被害女性等に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを行い、公的機関と民間団体とが密接に連携し相互に情報共有を図る。

(3) 居場所の提供に関する支援

本事業では、若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。

① 居場所の提供期間

居場所の提供は一時的な保護（1日から2日程度）を原則とするが、利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、都の判断により引き続き居場所での支援を実施することができることとする。なお、保護が2週間を超える場合は、自立支援計画を策定する。

② 居場所の提供体制

居場所の提供に当たっては、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに利用者と連絡が取れる体制を確保する。ただし、利用者が未成年者であって、夜間における一時的な保護が必要な場合は、4の(1)アウトリーチ支援の相談対応を行う職員を活用するなど見守り体制を確保する。

なお、居場所の提供に当たっては、公共施設等の既存の建物を活用することも可能とする。

③ 利用者負担

支援が長期化する場合、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者に負担させることができるものとする。

利用者に負担させることができる金額は、自立支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ利用者に知らせ、同意を得ることとする。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額とする。なお、利用者に負担させた場合は、

適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿を整備することとする。

④ 留意事項

(ア) 居場所を提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施する。

(イ) 居場所で支援した後、自立に向けて福祉サービスが必要な場合は、原則として、居場所がある所在地の区市町村に対し、国要綱4(3)④イに基づき、実施機関として福祉サービスの調整を担うよう当該区市町村に対し調整を行う。ただし、福祉サービスの内容等により、多摩地域の町村においては西多摩福祉事務所が、また、島部の町村においては管轄する支庁が、実施機関となるよう調整する場合がある。

(ウ) 既に福祉サービス（生活保護や障害者手帳等）を利用している者を居場所で支援した場合は、居場所がある所在地の区市町村につないだ上で、国要綱4(3)④ウに基づき、当該区市町村が既福祉サービス提供区市町村との調整等を行うことにより、福祉サービスの利用が途切れることのないよう、当該区市町村と調整する。ただし、福祉サービスの内容等により、居場所がある町村のうち、多摩地域の町村においては西多摩福祉事務所が、また、島部の町村においては管轄する支庁が、既福祉サービス提供区市町村との調整等を行うよう、当該町村と調整する場合がある。

(エ) 居場所で長期に支援する場合の自立支援計画の策定に当たっては、事前に利用者と話し合うなどして、利用者の意見が十分反映されるよう留意する。また、女性相談センターは自立支援計画策定への助言や策定のための会議出席等により、情報を共有するとともに計画の内容を確認する。

(4) 自立支援

居場所での支援が長期化する利用者については、自立支援計画等に基づき自立に向けた以下の支援を実施する。

- ① 利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。
- ② 利用者が自立して生活するために、就業についての情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。
- ③ 生活資金（生活保護等）についての情報提供や助言を行い、福祉事務所などの関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。
- ④ その他の利用者の自立に向けた必要な支援を行う。

5 個人情報の取り扱い

本事業においては、国要綱5に基づき、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課

すこととする。また、事業の一部を委託して実施する場合は、委託先との契約において個人情報の取扱いについて規定する。

なお、関係機関連携会議等において関係機関の間で情報共有を行うことについても、支援開始時点等に利用者から同意を得ることとする。

6 事業計画書の提出

別紙様式1により厚生労働省に事業計画書を提出する。

7 実施状況報告書の提出

本事業の実施状況について、別紙様式2により翌年度4月末日までに、厚生労働省あて提出する。

8 その他

本事業の実施に際して必要な事項については、別途定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

年 月 日

厚生労働省子ども家庭局長

(自治体名)

印

年度 若年被害女性等支援モデル事業に関する事業計画書

1. 事業の実施時期

2. 事業委託先の概要

- ・団体名、代表者名
- ・住所、連絡先
- ・活動実績

3. 年間の支援対象見込み数

- ・アウトリーチ支援 人
- ・居場所の提供支援 人
- ・自立支援 人

※予定する活動エリアでの現状や民間団体など実績等を参考に記載して下さい。

4. 事業計画の内容

(1) アウトリーチ支援

①夜間見回り等の方法（支援方法、活動エリア、回数、支援員の数等）

②相談支援の方法（相談の受付方法、面談の方法、対象者の見込み人数等）

(2) 関係機関連携会議の設置

①参画を見込んでいる関係機関

②連携会議での取組（計画）内容（実施予定回数についても記載）

(3) 居場所の提供に関する支援

①居場所の状況（場所、建物の形状等）

②支援方法

③職員の配置状況

(4) 自立支援

①支援方法（居住の確保の方法、就労支援の方法等）

②関係機関との連絡・調整方法（地域との関わり方なども見込まれる場合は記載）

5. 事業所要額（対象経費の具体的な内訳を記載）

厚生労働省子ども家庭局長

印

年度 若年被害女性等支援モデル事業に関する実施状況報告

1 事業委託先

・団体名、代表者名

2 事業実績内容

(1) アウトリーチ支援

①夜間見回り等の実施状況（支援回数、支援対象者数、活動状況を具体的に記載）

②相談及び面談の実施状況（活動状況を具体的に記載）

<相談人数>（相談方法ごとに実人員を記載、（ ）内のみ延べ人数も記載）

※事業開始から年度末までの人数

相談方法	電話	メール	SNS	面談	訪問	その他	計
相談人数				()	()		

<年齢別相談人数>（実人員を記載）※事業開始から年度末までの人数

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上	不明	計
相談人数							

③関係機関との連携状況（公的機関へつないだ件数等も記載）

(2) 関係機関連携会議の設置

①参画した関係機関

②実施状況（回数含む）

(3) 居場所の提供に関する支援

①宿泊を伴う保護人数

・短期： 人

・長期（2週間を超える場合）： 人

<年齢別保護人数>

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上	計
保護人数 (短期)						
保護人数 (長期)						

<保護した女性の属性・課題>

属性・課題	虐待	性暴力	AV出演強要	JKビジネス
(人数)				
属性・課題	居所なし	家出	自殺念慮	いじめ
(人数)				
属性・課題	貧困	デートDV	妊娠	その他
(人数)				

(注) 複数当てはまる場合は、重複して計上

②関係機関との連携状況

③未成年者への対応状況

(4) 自立支援

①支援状況（具体的に記載）

②関係機関との連携状況（公的機関へつないだ件数等も記載）

3. 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記載）